

プレスリリース



一定金額以下の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始と預金規定の改定について

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、2月8日（月）より、個人および個人事業主のお客さまの預金残高が5万円以下の対象口座について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始するとともに、関連する預金規定を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

改定後の規定は、本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 取扱開始・預金規定改定日

2021年2月8日（月）より

2. 対象預金科目

- ・普通預金（定期預金預け入れの無い総合口座、決済用預金含む）
- ・貯蓄預金
- ・納税準備預金

*対象預金科目の預金規定を改定します。

3. 対象顧客

個人および個人事業主のお客さま

4. お手続きに必要な書類

- ・お通帳
- ・キャッシュカード
- ・本人確認書類

顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）。

顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合には、窓口にご相談ください。

5. お取扱い店

いつでもどこでも支店を除く全営業店

6. 預金規定改定内容

上記2. 対象預金科目の預金規定を改定します。

<改定例：普通預金規定>

改定後	改定前
9. 解約等 (1) 省略 (2) 第1項の規定にかかわらず、当該預金口座の残高が5万円以下の場合には、通帳（キャッシュカードの発行を受けている場合はキャッシュカード）と本人確認書類を提示いただき、本人確認を行ったうえで解約ができることとします。この場合、本人確認書類の提示がない場合には、預金の解約手続きを行いません。 (3) 以降、項番繰り下がり	9. 解約等 (1) 省略 (新設) (2)

[*新しい普通預金規定はこちらです。](#)